

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、三条市財務規則（平成17年三条市規則第40号）第162条の規定により公告する。

令和3年11月19日

三条市長 滝 沢 亮

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 調達物品名及び数量

三条市役所三条庁舎ほか4施設で使用する電力約1,473,900キロワットアワーの供給

#### (2) 調達物品の内容等

入札説明書による。

#### (3) 供給場所

三条市役所三条庁舎ほか4施設（入札説明書による。）

#### (4) 供給期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

#### (5) 入札方法

(1)について総価で入札する。なお、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

入札に参加できる者は、開札の日において、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

(1) 三条市の物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づき一般競争入札に参加することができないとされている者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者。
- (6) 供給期間の開始日までに電気供給の体制を整備できる者であること。
- (7) 事故発生時等に緊急対応可能な体制を整備できる者であること。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
  - エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ ウからカに掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

### 3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び入札手続に関する問合せ先  
〒955-8686 三条市旭町二丁目3番1号  
三条市役所三条庁舎 低層棟 会計課  
電話 0256-34-5511（内線237） FAX 0256-32-8393  
電子メール [kaikei@city.sanjo.niigata.jp](mailto:kaikei@city.sanjo.niigata.jp)
- (2) 入札説明書の公開  
三条市ホームページからダウンロードすること。  
<https://www.city.sanjo.niigata.jp/>
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出  
入札参加者は、一般競争入札参加資格確認申請書を令和3年12月6日（月）17時までに、第1号に掲げる場所に持参又は郵送により提出し、確認を受けること。
- (4) 質疑書の提出期間、場所及び提出方法  
質疑書は、令和3年11月26日（金）17時までに、第1号に掲げる問合せ先に

提出すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和3年12月20日（月） 10時

場所：三条市旭町二丁目3番1号

三条市役所三条庁舎 2階 大会議室（南側）

(6) 入札書の提出方法

持参の場合：第5号に掲げる日時及び場所に持参すること。

郵送の場合：第1号に掲げる場所に令和3年12月17日（金）17時必着のこと。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金：免除

(2) 契約書作成の要否：要

(3) 入札の無効：第2項に掲げる入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) その他：詳細は、入札説明書による。

# 入 札 説 明 書

## 供給物品名

三条市役所三条庁舎ほか4施設の電力供給

三 条 市

本入札説明書は、三条市役所三条庁舎ほか4施設で使用する電気の一般競争入札（以下「競争入札」という。）に適用されるものであり、入札公告に定める事項及びその他の関係法令に定める事項のほか、この入札説明書に基づき実施するものとする。

この場合において仕様等について疑義がある場合は、質疑書を提出し説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様等についての不知不明を理由としての異議を申し立てることはできない。

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 調達物品名及び数量

三条市役所三条庁舎ほか4施設で使用する電力約1,473,900キロワットアワーの供給

### (2) 調達物品の内容等

別添「電力供給条件仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 供給場所

三条市役所三条庁舎ほか4施設（「仕様書」のとおり）

### (4) 供給期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### (5) 入札方法

ア この入札は、(4)に掲げる期間における概算数量の総価により行う。

イ 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

ウ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書とは別の用紙に入札金額の積算方法を記した入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）を添付すること。

## 2 入札参加資格

入札に参加できる者は、開札の日において、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

(1) 三条市の物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づき一般競争入札に参加することができないとされている者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者。
- (6) 供給期間の開始日までに電気供給の体制を整備できる者であること。
- (7) 事故発生時等に緊急対応可能な体制を整備できる者であること。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
  - エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ ウからカに掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

### 3 入札に関する問合せ先

〒955-8686 三条市旭町二丁目3番1号

三条市役所三条庁舎 低層棟 会計課

電話 0256-34-5511（内線237） FAX 0256-32-8393

電子メール kaikai@city.sanjo.niigata.jp

### 4 競争入札参加申請等

- (1) 本件の入札に参加を希望する者（以下「入札参加申請者」という。）は、別添「一般競争入札参加資格確認申請書」を令和3年12月6日（月）17時（必着）までに上記3の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 入札参加申請者に必要な資格等を確認するため、(1)の添付資料として「安定供給確約書」及び「電力供給実績一覧表」を提出すること。
- (3) 入札参加申請者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じるものとする。
- (4) 「一般競争入札参加資格確認結果通知書」を令和3年12月9日（木）までに

発送する。

- (5) 「一般競争入札参加資格確認申請書」提出後に入札参加を辞退する場合は、書面で届け出ること。

- 5 入札保証金及び契約保証金  
いずれも免除する。

## 6 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時：令和3年12月20日（月） 10時

イ 場所：三条市役所三条庁舎 2階 大会議室（南側）

- (2) 郵送による入札書の提出期間及び提出期限

ア 提出期間：令和3年12月10日（金）から令和3年12月17日（金）まで

イ 提出期限：令和3年12月17日（金） 17時必着

ウ 提出先：上記3の場所へ提出すること。

- (3) 入札参加者又はその代理人は、仕様書及び別添「電力供給契約書（案）」を熟知の上、応札すること。

なお、仕様書等について疑義がある場合は、「質疑書」（押印不要）を令和3年11月26日（金）17時までに上記3へ、ワード又はエクセル（PDF不可）により作成し電子メールにより提出すること。受領した質疑書に関しては、質問者に、電子メール又はファックスにて令和3年12月6日（月）までに回答するとともに、本市のホームページ（<https://www.city.sanjo.niigata.jp/>）で公表する。

- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札担当職員に「一般競争入札参加資格確認結果通知書」の写しを提出するとともに、代理人に入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提出すること。

- (5) 入札参加者又はその代理人は、本入札説明書に添付されている入札書及び委任状を使用すること。

- (6) 入札金額の算出基礎として、内訳書を作成し、入札書に添付すること。

なお、内訳書の電力料金単価には1円未満の端数を含むことができる。

## 7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。なお、(4)又は(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることができる。また、入札の効力は市長が決定することとし、入札参加者は、その決定に対して異議を申し立てることができない。

- (1) 入札に参加するに必要な資格のない者又は代理権のない者がした入札

- (2) 入札書の記載事項中、入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別し

がたい入札

- (3) 入札者が2以上の入札（入札者本人及びその代理人がした入札を含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する不正な行為による入札
- (5) 公正を疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

## 8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者以外の入札者から請求があったときは、速やかに落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札されなかった理由を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

## 9 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該入札を延期又は中止することがある。

なお、中止となった場合でも、申請書その他提出書類の作成費用は申請者の負担とする。

## 10 その他

- (1) 入札参加者及び落札者が本件供給に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は落札者が負担する。
- (2) 過去における入札の実施により提出された質疑については、別紙の「質問回答」を参照すること。
- (3) 令和3年度電力供給事業者一覧表 別紙のとおり



# 電力供給条件仕様書

## 1 概要

- (1) 件名 三条市役所三条庁舎ほか4施設で使用する電気  
(1年間予定使用電力量 1,473,900kwh)
- (2) 履行場所 別紙1のとおり
- (3) 業種(用途) 官公署(事務所)

## 2 仕様

- (1) 電気方式等 別紙1のとおり
- (2) 契約電力及び予定使用電力量
  - ア 契約電力 別紙2のとおり  
ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
  - イ 予定使用電力量 別紙2のとおり(令和4年4月～令和5年3月)  
ただし、気象条件や社会経済情勢によって増減する可能性がある。なお、見積金額の算定に当たっては、別紙2に記載の「契約電力」及び「予定使用電力量」により1年間の金額を算定すること。
  - ウ 最大需要電力実績(令和2年4月～令和3年3月) 別紙3のとおり
  - エ 使用電力量実績(令和2年4月～令和3年3月) 別紙3のとおり
- (3) 供給期間  
令和4年4月1日0時から令和5年3月31日24時まで
- (4) 供給地点  
対象建物の三条市所有の開閉器の電源側接続点
- (5) 電気工作物の財産分界点  
供給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。
- (6) 保安上の責任分界点  
供給地点に同じ。

## 3 その他

- (1) 原則として、入札公告に掲げる供給期間は同一単価とする。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、三条管内の一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。
- (3) 見積金額の算定に当たっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。なお、実際の取引にお

いては、毎月の実測力率により調整可能とし、燃料費調整単価については、三条管内の一般送配電事業者の算定方法と同様とする。

- (4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
  - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
  - イ 使用電力量の単位は1キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
  - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その小数点以下を切り捨てる。
  - エ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (5) 使用電力量の検針後、検針結果（種別、使用電力量、単価、料金等）を速やかに各施設へ通知するものとする。
- (6) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整すること。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

No.	施設名	履行場所	電気方式	周波数(Hz)	供給電圧(V)	計量電圧(V)	受電方式	設備容量	蓄熱設備	厨房設備	常用発電設備
1	三条市役所三条庁舎	三条市旭町二丁目3番1号	交流3相3線式	50	6,000	6,000	1回線受電	487	なし	なし	なし
2	三条市役所第二庁舎・厚生福祉会館	三条市旭町二丁目6番11号	交流3相3線式	50	6,000	6,000	1回線受電	165	なし	なし	なし
3	三条市役所栄庁舎	三条市新堀1311番地	交流3相3線式	50	6,000	6,000	1回線受電	258	なし	なし	なし
4	三条市役所下田庁舎	三条市荻堀830番地1	交流3相3線式	50	6,000	6,000	1回線受電	168	なし	なし	なし
5	三条消防本部	三条市西裏館三丁目3番10号	交流3相3線式	50	6,000	6,000	1回線受電	90	なし	なし	なし

月別予定使用電力量・契約電力

別紙 2

No.	施設名	予定使用電力量 [kwh]															契約電力 [kw]
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	夏季	その他季	
1	三条市役所三条庁舎	42,000	40,100	55,300	62,400	86,900	70,700	36,600	37,400	45,800	47,100	43,800	50,100	618,200	220,000	398,200	422
2	三条市役所第二庁舎・厚生福祉会館	12,000	15,000	10,500	11,500	12,700	12,000	12,600	13,800	14,600	15,500	14,700	15,000	159,900	36,200	123,700	67
3	三条市役所栄庁舎	28,600	21,000	25,800	31,800	37,700	32,100	22,700	28,000	35,100	35,800	36,100	38,900	373,600	101,600	272,000	152
4	三条市役所下田庁舎	14,300	9,000	9,900	11,900	19,500	14,600	9,800	15,100	17,200	19,700	18,300	18,000	177,300	46,000	131,300	100
5	三条消防本部	9,900	9,200	9,600	10,800	13,900	11,200	8,900	9,500	14,000	20,400	15,100	12,400	144,900	35,900	109,000	47
	合 計													1,473,900	439,700	1,034,200	

使用電力量及び最大需要電力の実績値

別紙 3

No.	施設名	R2年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3年1月	2月	3月	計	契約設備電力 [kw]	
1	三条市役所三条庁舎	使用電力量(kwh)	42,003	40,067	55,300	62,398	86,901	70,694	36,583	37,363	45,850	47,062	43,858	50,093	618,172	487
		最大需要電力(kw)	144	297	421	414	414	422	102	144	154	158	159	153		
2	三条市役所第二庁舎・厚生福祉会館	使用電力量(kwh)	11,465	14,015	10,543	11,540	12,694	12,005	12,594	13,747	14,594	15,488	14,705	15,003	158,393	165
		最大需要電力(kw)	53	46	48	54	55	53	50	54	66	67	67	60		
3	三条市役所栄庁舎	使用電力量(kwh)	28,569	20,970	25,826	31,840	37,682	32,080	22,671	28,048	32,631	33,273	33,641	36,360	363,591	258
		最大需要電力(kw)	100	93	116	127	152	142	101	123	127	135	139	125		
4	三条市役所下田庁舎	使用電力量(kwh)	14,258	9,004	9,932	11,863	19,540	14,610	9,769	15,074	17,226	19,736	18,310	18,000	177,322	168
		最大需要電力(kw)	65	50	50	65	100	95	57	68	74	95	90	77		
5	三条消防本部	使用電力量(kwh)	9,855	9,204	9,595	10,784	13,894	11,193	8,886	9,519	14,016	20,379	15,124	12,404	144,853	90
		最大需要電力(kw)	26	17	27	27	37	36	21	25	41	47	43	29		